議案（１）

# 令和元年度 事業報告

## １　総合交通体系の整備

### ①　朝日自動車㈱路線バスへの「くまぴあ」バス停の試験設置

朝日自動車㈱路線バスに、令和元年７月１日から９月３０日までの３か月間、「くまぴあ」バス停を試験設置し、２，７０９名の乗降者があった。

### ②　ゆうゆうバス「くまぴあ号」の試験運行

ゆうゆうバスの新ルート「くまぴあ号」を、令和元年１０月１日から１２月３１日までの３か月間試験運行し、３，８５５名の乗車があった。

### ③　深谷観光バス㈱　籠原駅～深谷日赤病院線　新規路線バスの運行

平成３０年９月末で廃止となった、国際十王交通㈱「籠原駅～深谷日赤路線」に代わるものとして、令和２年４月に運行開始となった、深谷観光バス㈱「籠原駅～深谷日赤病院線」の運行開始に向けて、関係官庁との調整等、支援を行った。

### ④　熊谷駅、小川町駅間路線バス利用促進協議会負担事業

熊谷駅・小川町駅間路線バスの利用を促進し、地域振興を図るため、国際十王交通㈱が行う熊谷駅・小川町駅間路線バスに要する経費に対し、補助金を交付した。（総額 947 千円、うち熊谷市分 204 千円）

### ⑤　熊谷市バスマップの作製

路線バスとゆうゆうバスの相互利用の促進のため、交通会議委員、立正大学　地球環境科学部　山田先生の監修のもと、熊谷市バスマップを、10,000 部、作製した。

### ⑥　秩父鉄道熊谷駅バリアフリー化補助事業

秩父鉄道熊谷駅で実施される、

・列車とホームとの段差解消のための嵩上げ工事

・視覚障害者転落防止のための内方線付き点状ブロック整備

の経費の一部を補助した。（事業費の 1/6　9,580 千円）

**⑦ ユニバーサルデザインタクシー補助事業**

ラグビーワールドカップ２０１９等に向け、高齢者や障害者、訪日外国人旅行者をはじめ、誰もが利用しやすいタクシーの普及促進を図るため、ユニバーサルデザインタクシー車両の購入等を行うタクシー事業者に対し補助を行った。（12 台×300 千円＝3,600 千円）

## ２　熊谷市地域公共交通会議の開催

**第２５回（令和元年５月１６日）**

平成３０年度事業報告、令和元年度事業計画
平成３０年度　ゆうゆうバス利用者数
生活交通確保維持改善計画の策定
等について、審議、承認した。

**第２６回（令和２年２月１２日）**

試験運行等の結果（「くまぴあ」バス停、ゆうゆうバス「くまぴあ号」）
深谷観光バス㈱籠原駅～深谷日赤病院線、新規路線バスの運行
ゆうゆうバスのバス停変更
ほたる号の事業評価
等について、審議、承認した。

令和２年４月２１日　提出

熊谷市地域公共交通会議
会　長　　長谷川　　泉

議案（２）

# 令和２年度　事業計画（案）

## １　熊谷市地域公共交通網形成計画に定めた事業の実施

### ①　ゆうゆうバスの事業者選定

下記の運行について、公募型プロポーザル競争を行う。

・「くまぴあ号」の本格運行

昨年度、試験運行を行った「くまぴあ号」について、本年度中に本格運行を行うための、運行事業者を選定する。

・「ひまわり号」の運行

令和２年９月末をもって、現在の協定が終了することから、今後５年間の運行事業者を選定する。

### ②　高齢者向け路線バス定期券への補助

市内バス事業者が新たに発売する「高齢者向け定額路線バス定期券」のうち、７０歳以上の運転免許証返納者に対し安価に販売できるよう、路線バス事業者に補助を行う。

### ③　ゆうゆうバスのルート・時刻の見直し

平成３０年１０月に、大幅なルート・時刻の見直しを行ったが、その後にいただいたご意見、乗降者数のデータ等を参考にしながら、再度の見直しについて検討する。

### ④　その他交通不便地域への対応に向けた検討

## ２　熊谷市地域公共交通会議等の開催

・交通会議

・小委員会

## ３　その他目的達成のための事業

令和２年４月２１日提出

熊谷市地域公共交通会議

会　長　　長谷川　　泉

議案（３）

# ゆうゆうバスのプロポーザル実施について

「くまぴあ号」の本格運行については、令和２年２月の前回会議では、ルート、時刻について、議決を保留としておりました。その後、複数の事業者から、本格運行を行いたい旨の意向が示されたことから、令和２年度から本格運行を行うこととし、下記のとおり、公募型プロポーザル競争により、事業者の選定を行うものです。ルート、時刻については、本プロポーザルの提案に含めるものとし、決定したルート、時刻は、再度、協議いたします。

「ひまわり号」については、現在の運行事業者との５年間の協定が本年９月で終了することから、次期５年間の運行事業者の選定を公募型プロポーザル競争により行うものです。

## １　目的　熊谷市ゆうゆうバス運行事業者の選定について

本要領は、「熊谷市ゆうゆうバス（くまぴあ号（本格運行）・ひまわり号）」の運行事業者を選定するにあたり、当該運行業務に最も適した運行事業者を選定するため、公募型プロポーザル競争の実施に必要な事項を定める。

## ２　プロポーザルを実施する運行業務の概要

運行業務１：くまぴあ号（本格運行）

(1) 運行路線：

・試験運行を行った路線、時刻を基準とするが、下記目的に合致した、新たな提案内容を含むものも可とする。

・公共施設への移動支援（本路線は、特にスポーツ文化村「くまぴあ」）

・交通不便地域の移動支援（本路線は、特に玉井、奈良、大幡、肥塚）

(2) 運行期間：令和２年度中（提案内容に含める）から令和７年９月３０日まで

(3) 車両：専用車両１台（ただし、専用車両納入までは代車運行可とする。）

運行業務２：ひまわり号

(1) 運行路線：

・現状の路線、時刻を基準とするが、下記目的に合致した、新たな提案内容を含むものも可とする。

・大里地域における交通不便地域の移動支援

・船木台地区と吹上駅の移動支援

(2) 運行期間：令和２年１０月１日から令和７年９月３０日まで

(3) 車両：現運行事業者から引き継ぎ（バス車両２台、平成２７年１０月から運行）

## 3　運行経費に対する補助金の上限

運行期間内の運行経費に対する補助金の上限は、下記のとおり（消費税及び地方消費税を含む）とする。

運行業務１：くまぴあ号（本格運行）

１７，４００千円（令和２年度分予算額）

８９，１００千円（債務負担行為限度額）

運行業務２：ひまわり号

７，７９０千円（令和２年下期分予算額）

８５，７００千円（債務負担行為限度額）

## 4　選定をするための方式

公募型プロポーザル方式により、「熊谷市ゆうゆうバス運行事業者選定基準」に基づき、運行業務ごとに選定を行うこととする。

## 5　参加資格

(1) 国土交通大臣から道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第３条第１号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を既に有するか、運行に向け、一般乗合旅客自動車運送事業の許可の取得が確実である事業者（以下「バス事業者」という。）

(2) 熊谷市内又は隣接市町に、本社または営業所を有するバス事業者

(3) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成１８年規則第８１号）又は、熊谷市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成１８年規則第８２号）に基づく資格者名簿に登載されていること。

(4) 上記 (3) の規定にかかわらず、プロポーザル競争の実施に必要と判断される場合において、資格者名簿に未登載の者に対し、次に掲げる書類を提出させる等の方法により審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。

ア　概要書（参考様式１）

イ　使用印鑑届（参考様式２）

ウ　履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

エ　財務諸表

オ　法人にあっては、直近年度の法人市民税（市内業者の場合）、法人税（市外業者の場合）、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がない　ことが確認できるもの）

カ　業務経歴書

## 6　提案内容

(1) ゆうゆうバスの路線、時刻表に関する提案
（交通不便地域、公共施設の移動支援）

(2) 定時運行、安全運行、利用者対応、苦情処理に関する提案

(3) 運行経費の削減、運行外収入獲得、利用者増に関する提案

## 7　提案書提出締切日

令和２年５月２０日（水）必着

## 8　プロポーザル運行事業者選定委員会の実施

⑴　日　　時　令和２年５月２７日（水）

⑵　場　　所　熊谷市役所本庁舎３０２会議室

⑶　順　　序　提案書の提出順とする。

⑷　所要時間　１社の説明は、
１運行業務の場合、プレゼンテーション２０分、質疑応答１０分、
２運行業務の場合、プレゼンテーション３０分、質疑応答１０分、
程度とする。

議案（４）

# 令和２年度　生活交通確保維持改善計画

## （フィーダー系統ネットワーク計画）（案）の策定について

「生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統ネットワーク計画）」は、国の補助金の交付を受けるにあたり、その目標数値を設定するものです。

対象となる事業は、ゆうゆうバス「ほたる号」となります。

「ほたる号」は、国の定める交通不便地域【公共交通利用圏域（鉄道駅より半径1km 以内、又はバス停より半径300m以内）以外の部分】の認定を受けており、毎年運行費用の一部について国の補助金「陸上交通に係る地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）補助金」を受けております。

昨年に引き続き、「生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統ネットワーク計画）」につきまして、交通会議で協議をお願いするものです。また、次回交通会議（令和３年２月予定）において、「事後評価」の協議もお願いします。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

（名称）熊谷市地域公共交通会議

## 生活交通確保維持改善計画の名称

熊谷市江南地区内フィーダー系統確保維持計画

## １．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の公共交通機関相互の連携・共存を図り、利便性と採算性のバランスが取れた公共交通網の充実を目指すため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月施行）」に基づき「熊谷市地域公共交通総合連携計画」を平成23年3月に策定した。
本計画では、江南地区北部エリアにおいては路線バスの廃止による公共交通不便地域が存在している現状や、市民へのアンケート結果、江南自治会連合会から同エリアに公共交通導入を望む声を反映し、本市の課題の一つとして「江南地区での市民の足（移動）の確保」を挙げており、「江南地区・新ゆうゆうバス※運行計画」を盛り込んだ。
このため、市では、地域の実情に即した運行を検討するため江南自治会連合会と懇談会を開催し、交通事業者・国・県等の行政関係者からなる地域公共交通会議の協議を踏まえて、江南地区住民の移動の確保を目的とした「熊谷市江南地区内フィーダー系統確保維持計画」を策定した。
平成23年10月運行開始後、昨年度は一日平均９２人の利用者があることから、事業の継続が必要である。
※ゆうゆうバス…市の補助によって市内を循環するバス。
平成11年10月：運行開始（２路線）
平成17年10月：熊谷市、大里町、妻沼町の合併を契機に路線見直し（４路線）
平成23年10月：江南町との合併を契機に本路線を含む２路線を追加（６路線）
平成30年10月：地域公共交通網形成計画により路線の見直し（９路線）
同時に、バスロケーションシステム、駅屋外表示機の導入。
令和元年10月から12月：新規路線「くまぴあ号」を試験運行。
令和２年度中に本格運行予定。

## ２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### （１）事業の目標

ゆうゆうバス江南地区路線の利用者数を年間 33,452 人以上とする。
（熊谷市地域公共交通網形成計画　Ｐ81　参照）

（参考）今までの目標と実績
令和 元年度　目標：31,335 人（H30.10 月～R1. 9 月）、実績：33,452 人
平成 30 年度　目標：30,000 人（H29.10 月～H30.9 月）、実績：31,335 人
平成 29 年度　目標：30,000 人（H28.10 月～H29.9 月）、実績：32,764 人
平成 28 年度　目標：30,000 人（H27.10 月～H28.9 月）、実績：34,970 人
平成 27 年度　目標：30,000 人（H26.10 月～H27.9 月）、実績：34,027 人
平成 26 年度　目標：29,000 人（H25.10 月～H26.9 月）、実績：35,273 人
平成 25 年度　目標：27,500 人（H24.10 月～H25.9 月）、実績：29,153 人
※年 362 日間・1,991 往復（日５．５往復）が運行予定。

（２）事業の効果

公共交通（ゆうゆうバス、民間路線バス）に満足している南部エリア住民の割合の向上を目標とする。

満足度

平成 22 年 11 月の調査実績：　11.2%
平成 24 年 2 月の調査実績：　26.4%
平成 25 年 2 月の調査実績：　32.8%
平成 26 年 2 月の調査実績：　33.9%
平成 27 年 2 月の調査実績：　31.3%
平成 28 年 2 月の調査実績：　34.5%
平成 29 年 2 月の調査実績：　35.2%
平成 30 年 2 月の調査実績：　32.8%
平成 31 年 2 月の調査実績：　40.3%
令和２年２月の調査実績：　32.2%

※平成２９年度までは、江南地区の割合。（南部エリア：江南、大里、吉岡地区）

## ３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

①平成３０年１０月１日に、「速達性向上や効率化」、「循環型から往復型への転換」等を目指したルート・時刻の再編を行った。（熊谷市、事業者、熊谷市地域公共交通網形成計画　Ｐ７１　参照）

②同時に、運行情報提供の充実を図るため、バスロケーションシステムの導入、熊谷駅、籠原駅にデジタルサイネージを設置した。（熊谷市、事業者、熊谷市地域公共交通網形成計画　Ｐ７５　参照）

③令和元年１０月１日～１２月３１日：ラグビーワールドカップ２０１９を契機とした道路整備に伴い、新規路線「くまぴあ号」の試験運行を行った。

④令和２年度：上記「くまぴあ号」の本格運行予定。

## ４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表１のとおり。

## ５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

熊谷市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

## ６．補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

国際十王交通株式会社

## ７．補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 **【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**

※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

## ８．別表１の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**

※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

９．別表１の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
**【地域間幹線系統のみ】**

※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性
**【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】**

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
**【地域内フィーダー系統のみ】**

別添の表５のとおり。

13. 車両の取得に係る目的・必要性
**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※車両を取得しないので記載せず。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（１）事業の目標

※車両を取得しないので記載せず。

（２）事業の効果

※車両を取得しないので記載せず。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※車両を取得しないので記載せず。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※車両を取得しないので記載せず。

17. 協議会の開催状況と主な議論

（１）平成 24 年 2 月 23 日　熊谷市地域公共交通会議

〇地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について

（意見）

・目標達成率が９割を超えているので安心した。

・利便性向上のため対象路線の運行時間を延長して欲しい。

⇒運行開始したばかりであり、今後の利用状況をみたい。

〇ゆうゆうバスの利用促進策について

（調った協議内容）市役所前の停留所位置を敷地内へ移動することについて　⇒早急に対応していきたい。

（意見）

・直実号などゆうゆうバスの利用促進が急務である。

⇒実施していきたい。

（２）平成 24 年 6 月 26 日　熊谷市地域公共交通会議

〇地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について

（意見）

・目標値は毎年増加するような値に設定するべき。

⇒設定します。

〇ゆうゆうバスの利用促進策について

市の案については実施することとした。

そのほかの利用促進策について意見交換をした。次のとおり。

（意見）

・運転手ヒアリングや利用者アンケートを実施し、ルートや運行時刻の見直しなどにより利用促進に繋げて欲しい。

・携帯電話でのバス位置情報システムの導入

・節電対策のクールスポットとしてバスの利用促進（クールシェア）

・国宝聖天様やイベントとの連携

・停留所をＪＡ支店やお店に置くことで、待合空間の確保

・保育所の利用者（園児の送迎など）に使っていただけるような対策。

⇒事務局では上記の意見について、今後検討していくこととした。

（３）平成 25 年 1 月 15 日　熊谷市地域公共交通会議
〇直実号、ひまわり号の見直しについて
直実号の時刻表の全部改正及びひまわり号の停留所１ヵ所の廃止に伴う時刻表の及び運行ルートの一部改正について
⇒提案のとおり了承される。
〇ゆうゆうバスについてのアンケート実施について
無作為に抽出した 18 歳以上の市民 3,000 人に実施し、ゆうゆうバスの車内でも聞き取りにより実施する。
⇒指摘箇所を修正し、アンケートを実施することに決定した。
〇ゆうゆうバスの利用促進策について
昨年度も実施し好評であったため、今年度も実施することとした。
（意見）
・１路線（直実号）だけでなく、全ての路線で利用促進対策をすべきである。
・位置情報システムの導入を検討してもらいたい。
（４）平成 25 年 7 月 25 日　熊谷市地域公共交通会議
〇妻沼地域の路線の一部変更について
グライダー号及びムサシトミヨ号の路線の一部と時刻の一部変更
⇒小委員会を開催して、詳細を検討する。
〇熊谷スポーツ文化公園周辺の路線一部変更について
グライダー号及びムサシトミヨ号のスポーツ文化公園周辺の路線の一部と時刻の一部変更
⇒小委員会を開催して、詳細を検討する。
〇ほたる号の停留所の新設
市民アンケートや市民団体から要望の多い場所の停留所の新設
⇒小委員会を開催して、詳細を検討する。
〇ゆうゆうバスの利用促進策について
更なる利用促進のため、回数券を発行する。
⇒提案のとおり了承される。
（５）平成 26 年 1 月 14 日　熊谷市地域公共交通会議
〇妻沼地域の路線の一部変更について
グライダー号及びムサシトミヨ号の路線の一部と時刻の一部変更
⇒小委員会で検討し、提案のとおり了承される。
〇熊谷スポーツ文化公園周辺の路線一部変更について
グライダー号及びムサシトミヨ号のスポーツ文化公園周辺の路線の一部と時刻の一部変更
⇒小委員会で検討し、提案のとおり了承される。
〇ほたる号の停留所の新設
市民アンケートや市民団体から要望の多い場所の停留所の新設
⇒小委員会で検討し、提案のとおり了承される。
〇生活交通ネットワーク計画について
今後の計画内容について
⇒提案のとおり了承される。
（６）平成 26 年 7 月 4 日　熊谷市地域公共交通会議
〇ゆうゆうバス（さくら号、グライダー号、ムサシトミヨ号）の運行ルートの一部変更について
⇒提案のとおり了承される。
〇バスロケーションシステムの社会実験について
さくら号及びひまわり号で実施
⇒提案のとおり了承される。
〇ゆうゆうバスの利用促進策について
⇒熊谷市誕生１０周年を記念したキャンペーンの実施
⇒ゆうゆうバスを利用したモデルコースの提案

（７）平成 27 年 1 月 26 日　熊谷市地域公共交通会議（書面により開催）
　〇地域内フィーダー系統確保維持計画と事業評価について
　　⇒提案のとおり了承される。
（８）平成 27 年 5 月 20 日　熊谷市地域公共交通会議
　〇熊谷市地域公共交通網形成計画の策定について
　　⇒提案のとおり了承される。
　〇ゆうゆうバス事業者の選定について
　　ひまわり号のバスの老朽化により実施
　　⇒提案のとおり了承される。
（９）平成 27 年 11 月 25 日　熊谷市地域公共交通会議
　〇熊谷市地域公共交通網形成計画について
　　⇒現状分析及び課題の整理
（10）平成 28 年 1 月 27 日　熊谷市地域公共交通会議（書面により開催）
　〇地域内フィーダー系統確保維持計画と事業評価について
　　⇒提案のとおり了承される。
（11）平成 28 年 3 月 22 日　熊谷市地域公共交通会議
　〇新委員の選出について
　　⇒提案のとおり了承される。
　〇熊谷市地域公共交通網形成計画の策定について
　　⇒提案のとおり了承される。
（12）平成 28 年 5 月 11 日　熊谷市地域公共交通会議
　〇平成 27 年度事業報告及び歳入歳出決算について
　　⇒提案のとおり了承される。
　〇平成 28 年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について
　　⇒提案のとおり了承される。
　〇秩父鉄道新駅設置に係る要綱の改正等について
　　⇒提案のとおり了承される。
　〇小委員会の設置について
　　⇒提案のとおり了承される。
（13）平成 28 年 6 月 27 日　熊谷市地域公共交通会議（書面により開催）
　〇地域内フィーダー系統確保維持計画について
　　⇒提案のとおり了承される。
（14）平成 29 年 6 月 19 日　熊谷市地域公共交通会議
　〇地域内フィーダー系統確保維持計画について
　　⇒提案のとおり了承される。
（15）平成 30 年 2 月 8 日　熊谷市地域公共交通会議
　〇平成３０年度ゆうゆうバスの時刻・ルートの見直しについて
　　（平成３０年４月１日から・ほたる号、１０月１日から・さくら号、グライダー号・ムサシトミヨ号、直実号、グライダーワゴン）
　〇地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
　　⇒提案のとおり了承される。
（16）平成 30 年 5 月 15 日　熊谷市地域公共交通会議
　〇地域内フィーダー系統確保維持計画について
　　⇒提案のとおり了承される。
（17）平成 31 年 2 月 12 日　熊谷市地域公共交通会議
　〇地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
　　⇒提案のとおり了承される。

（18）令和元年５月１６日　熊谷市地域公共交通会議
〇ゆうゆうバス新規路線「くまぴあ号」の試験運行プロポーザルの実施について
〇地域内フィーダー系統確保維持計画について
⇒提案のとおり了承される。
（19）令和２年２月１９日　熊谷市地域公共交通会議
〇ゆうゆうバス新規路線「くまぴあ号」の本格運行について
〇地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
⇒提案のとおり了承される。

## 18. 利用者等の意見の反映状況

タウンミーティング、地域公共交通会議、市民満足度調査などによる意見を地域公共交通会議に諮り、ルート、時刻の変更の際に反映。

## 19. 協議会メンバーの構成員

| | |
|---|---|
| 関係都道府県 | 埼玉県企画財政部交通政策課 |
| 関係市区町村 | 熊谷市、行田市、吉見町 |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | 朝日自動車㈱、国際十王交通㈱、㈱協同バス、北斗交通㈱、<br>大宮国道事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、市管理課<br>東日本旅客鉄道㈱高崎支社、秩父鉄道株式会社、バス・タクシー協会、<br>交通事業者の労働組合 |
| 地方運輸局 | 埼玉運輸支局 |
| その他協議会が必要と認める者 | 市民代表４名、熊谷商工会議所の代表者、市社会福祉協議会の代表者、<br>男女共同参画を考える会の代表者、学識経験者（立正大学）、 |

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１
（所　属）熊谷市　総合政策部　企画課
（氏　名）金子　睦史　西村　文男
（電　話）048-524-1111（内線 215）
（e-mail）kikaku@city.kumagaya.lg.jp

**注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。**
**また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。**
**実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。**
**各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。**
**外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。**
**※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。**

議案（５）

# ゆうゆうバスのバス停移設について

令和２年２月の前回会議では、第２北大通線開通に伴う「熊谷東中学校南」バス停の移設については、③のとおりお認めいただいたところです。しかし、地元住民の方から、熊谷東中学校の通学路であることから望ましくないとのご意見があり、①のとおり、ルートを変更の上、バス停を移設するものです。なお、ルートを変更に伴い、「上之荘」バス停についても、②のとおり移設を行うものです。

① 「熊谷東中学校南」バス停移設案

停留所の略図

【移設】

| 番　号 | 2 | 名　称 | 熊谷東中学校南 | | 警察署 | 熊谷署 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 位　置 | | A | 熊谷市平戸２０９番地１先 | 運行 | ムサシ<br>トミヨ号 | |
| | | B | 熊谷市平戸２１１番地１先 | 系統 | | |




| A | 熊谷市平戸209番地1先 | B | 熊谷市平戸211番地1先 |
|---|---|---|---|





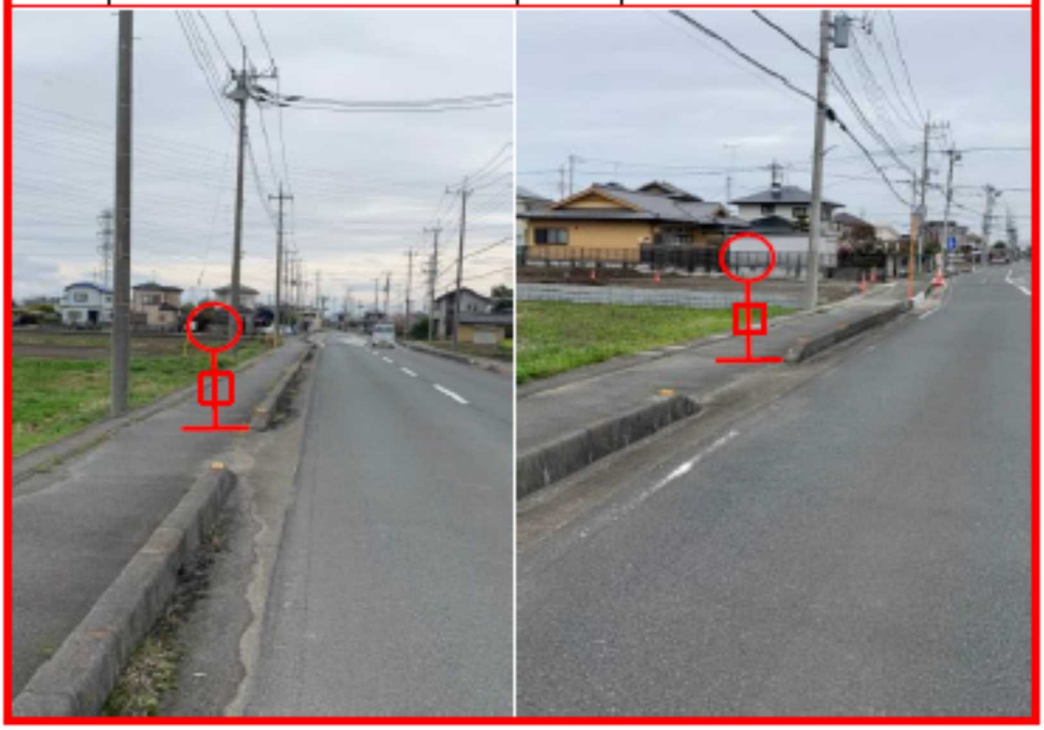
② 「上之荘」バス停移設案

【移設】

| 番号 | 1 | 名称 | 上之荘 | | 警察署 | 熊谷署 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 位置 | | A | 熊谷市上之３０２５番地１先 | 運行 | ムサシトミヨ号 | |
| | | B | 熊谷市上之３０２５番地２先 | 系統 | グライダー号 | |




| A | 熊谷市上之3025番地1先 | B | 熊谷市上之3025番地2先 |
|---|---|---|---|



## ③　前回会議における移設案

【移設】　1

| 番　号 | 46 | 名　称 | 熊谷東中学校南 | | 警察署 | 熊谷署 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 位　置 | | A | 熊谷市平戸１７０番地２先 | 運行 | ムサシ<br>トミヨ号 | |
| | | B | 熊谷市平戸１８０番地先 | 系統 | | |
| 隣接停留所 | | （上之荘） | 0.30ｋｍ | （当停留所） | 0.80ｋｍ | （戸出十字路） |
| 間の距離 | | （戸出十字路） | 0.79ｋｍ | | 0.31ｋｍ | （上之荘） |






現状



移設先

# ゆうゆうバス利用者数の推移

**資料**

| 年度 | **ゆうゆうバス全系統** | | さくら号 | | グライダー号 | | ムサシトミヨ号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | **乗車人数** | **運賃収入** | 乗車人数 | 運賃収入 | 乗車人数 | 運賃収入 | 乗車人数 | 運賃収入 |
| 平成27年度 | **215,534 人** | **20,718,400** | 29,750 人 | 2,376,700 | 29,219 人 | 2,265,500 | 31,331 人 | 2,374,700 |
| 平成28年度 | **214,048 人** | **20,566,000** | 32,492 人 | 2,464,000 | 28,560 人 | 2,260,800 | 32,749 人 | 2,454,500 |
| 平成29年度 | **212,172 人** | **17,033,900** | 31,391 人 | 2,296,100 | 28,202 人 | 2,133,300 | 31,164 人 | 2,258,100 |
| 平成30年度 | **221,111 人** | **17,482,300** | 32,400 人 | 2,335,700 | 27,717 人 | 1,950,200 | 28,898 人 | 2,093,500 |
| 令和元年度 | **238,203 人** | **18,610,400** | 40,215 人 | 2,995,500 | 24,217 人 | 1,618,200 | 29,601 人 | 2,140,700 |

| 年度 | ひまわり号 | | ほたる号 | | 直実号 | | グライダーワゴン | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 乗車人数 | 運賃収入 | 乗車人数 | 運賃収入 | 乗車人数 | 運賃収入 | 乗車人数 | 運賃収入 |
| 平成27年度 | 75,679 人 | 9,459,900 | 35,012 人 | 3,157,800 | 14,543 人 | 1,083,800 | | |
| 平成28年度 | 72,699 人 | 9,336,800 | 33,799 人 | 3,054,600 | 13,749 人 | 995,300 | | |
| 平成29年度 | 75,683 人 | 6,556,600 | 31,860 人 | 2,814,900 | 13,872 人 | 974,900 | | |
| 平成30年度 | 75,436 人 | 6,572,200 | 32,710 人 | 2,863,900 | 17,510 人 | 1,220,900 | 6,440 人 | 445,900 |
| 令和元年度 | 77,662 人 | 6,673,100 | 32,495 人 | 2,803,000 | 21,104 人 | 1,481,200 | 12,909 人 | 898,700 |